

air link 利用規約

この規約は、株式会社ネットプロテクションズ（以下「当社」といいます。）が加盟店に対して、提供するair linkサービス（以下「本サービス」といいます。）についての当社と加盟店の間の契約であり、NP 後払い air加盟店規約（以下「加盟店規約」といいます。）の附属規約（以下「本規約」といいます。）になります。

第1条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスとは、NP 後払い airサービス利用における取引登録や売上報告登録など（以下「登録」といいます。）を簡略化させること、および加盟店の登録に基づく当社の結果情報などを加盟店のシステムに自動的に反映させることを目的とし、当社所定の通信方法により、定期あるいは不定期に自動的に以下の各号などの処理を行うシステムの利用をいいます。

- ① 加盟店のサーバから送信される取引情報、取引変更、取引キャンセル、売上報告などの登録データを当社のサーバが受付すること。
- ② 加盟店の登録に基づく当社のエラーチェック結果、与信結果、またお知らせなどのデータを加盟店のサーバが当社のサーバから取得すること。

第2条（契約の成立）

1. 本サービスにお申し込みいただくには加盟店であることが必須条件になります。
2. 加盟店が本規約を承諾の上、当社が指定する手続きに基づいて本サービスの利用を申し込んだ時点で契約が成立するものとします。

第3条（本サービスの利用）

1. 加盟店は、当社に損害を与えないよう、本規約を遵守し本サービスを適切に利用するものとします。
2. 加盟店は、当社の運用に協力し、当社の求めに応じて合理的な範囲でシステムを改修するものとします。
3. 加盟店は、本サービスを、当社の事前の承諾なく第三者に利用させてはならないものとします。

第4条（加盟店規約の遵守）

1. 加盟店は、本サービスを利用するに当たり、当社との間で加盟店規約を維持し、これ

を遵守するものとします。

2. 当社は、本サービスの円滑な提供を図るための運用上の仕様又は細則を合理的な範囲で定めることができるものとし、加盟店はこれを遵守するものとします。

第5条（本サービス利用料金および支払方法）

1. 本サービスの利用料金および支払方法は、本サービス申込書に記載の通りとします。

2. 加盟店から当社に支払われた本サービスに関する一切の料金等は、理由の如何を問わず返還できないものとします。

第6条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に対する本サービスの提供を停止することが出来るものとします。

- ① 加盟店が本規約に違反したとき。
- ② 加盟店が本規約の解除事由のいずれかに該当したとき。
- ③ 加盟店が加盟店規約に基づくサービスの提供を停止されたとき。

2. 当社は、前項による本サービスの提供停止を事前に又は停止後速やかに加盟店に通知するものとします。

第7条（本サービスの中断）

当社は、定期点検等の事由が生じた場合には、加盟店に事前に通知することにより、また、以下のいずれかの事由が生じた場合には、加盟店に事前に通知することなく、一時的にサービスを中断することがあります。

- ① 本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合。
- ② 地震、洪水、津波等の天災または火災、停電その他の不慮の事故によりサービスの提供が出来なくなった場合。
- ③ 本サービスに必要な設備、システム等の提供をする第三者が理由の如何を問わず同提供ができなくなったことにより本サービスの提供が出来なくなった場合。
- ④ 戦争、紛争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供が出来なくなった場合。
- ⑤ その他、運営上又は技術上当社がサービスの一時的な中断が必要と任意に判断した場合。

第8条（本サービスの廃止）

当社は、当社の業務上の都合により、本サービスの全部または一部を廃止することが出来るものとします。但し、本サービス廃止の場合には、その30日前までに当社が適当と判断する方法により、加盟店に通知するものとします。

第9条（免責）

加盟店が、本サービスに関して被った損害（本サービスの提供が停止し、中断し、又は廃止されたことを含みますが、これらに限られません）については、当社は一切責任を負担しないものとします。

第10条（契約の解除等）

1. 当社又は加盟店が次のいずれかに該当したときは、その相手方は何等の催告なしに、本規約を解除することができるものとします。

- ① 本規約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告したにも拘らずこれを是正しないとき。ただし、重大な違反の場合は、催告を不要とします。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の法律上の倒産手続きの申立てがなされ、又は解散決議（合併により事業継続する場合を除く。）がなされたとき。
- ③ 差押え、仮差押え若しくは滞納処分を受けたとき、又は抵当権等の担保権の実行の申立てを受けたとき。
- ④ 振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- ⑤ 信用状態が著しく悪化したものと認められるとき。

2. 加盟店が前項の各号に該当するときは、加盟店が当社に負担する債務につき期限の利益を喪失するものとします。

第11条（本規約の終了）

1. 加盟店規約が終了したときは、本規約も同時に終了します。
2. 加盟店は、当社所定の書面で当社に通知をすることにより、本規約を終了させることができるものとします。
3. 本規約が終了した時、本規約の期間中に生じた本サービス提供に関する債権債務は、引き続き本規約の条項が適用されます。

第12条（加盟店規約）

本サービスに関し、本規約に定めがない事項については、加盟店規約の条項が適用されるものとします。

(2016年2月1日実施)